

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しについて

◇平成25年度 計画見直し検討項目

趣 旨

国の原子力災害対策指針の改定に伴う見直しを行うほか、広域避難計画等について検討し、計画のさらなる充実を図る。

見直し検討項目

- 1 広域避難
 ①県域を越える広域避難、②県内他の市町への広域避難、③広域避難計画の作成
- 2 緊急時モニタリング等のあり方
 緊急時モニタリング体制の整備および実施方法の具体化
- 3 安定ヨウ素剤の配布方法
 ①備蓄場所、配布手続きの検討、②服用指示の方法
- 4 PPA（ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域）対策
 国の検討状況を注視しつつ、今後予定される原子力災害対策指針の改定内容をもとに検討
- 5 琵琶湖への影響予測
 琵琶湖環境科学研究センターによるシミュレーション結果を検証し、今後実施すべき対策の方向性を検討

スケジュール

平成25年8月5日 見直し検討会議開催（第1回目）
 平成25年11月18日 見直し検討会議開催（第2回目）
 平成26年1月 見直し検討会議開催（第3回目）
 平成26年3月 県防災会議の開催

主な見直し検討項目	平成24年度			平成25年度			平成26年度
①広域避難	→			→			
②緊急時モニタリング				→			
③安定ヨウ素剤の配布				→			
④PPA対策							→
⑤琵琶湖への影響予測	→			→			
関係機関との調整等	・規制庁発足 (9月)		・県防災会議 (3月)		・国指針改定		・県防災会議 (3月)

平成25年度 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）改定案の概要（1）

緊急事態区分および動員配備の基準の見直し

国の原子力災害対策指針および国の初動マニュアルに合わせて、以下の4区分に改める。

1 情報収集事態(フェーズ1)

福井県の立地市町において震度5弱または震度5の地震(福井県で震度6以上の場合を除く。)

2 警戒事態(フェーズ2)

福井県において震度6以上の地震が発生または大津波警報が発令 等

3 施設敷地緊急事態(フェーズ3)

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通知があったとき

福井県および滋賀県が設置するモニタリングポストで、5 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき 等

4 全面緊急事態(フェーズ4)

内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づき、「原子力緊急事態宣言」を発出したとき

緊急時モニタリング実施体制の整備

国の原子力災害対策指針において、福島第一原発事故後の新たな実施体制等が具体化されたことを受け、全面的な見直しを行う。

→国の統括のもとで、地方公共団体、原子力事業者および関係指定公共機関が目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら連携

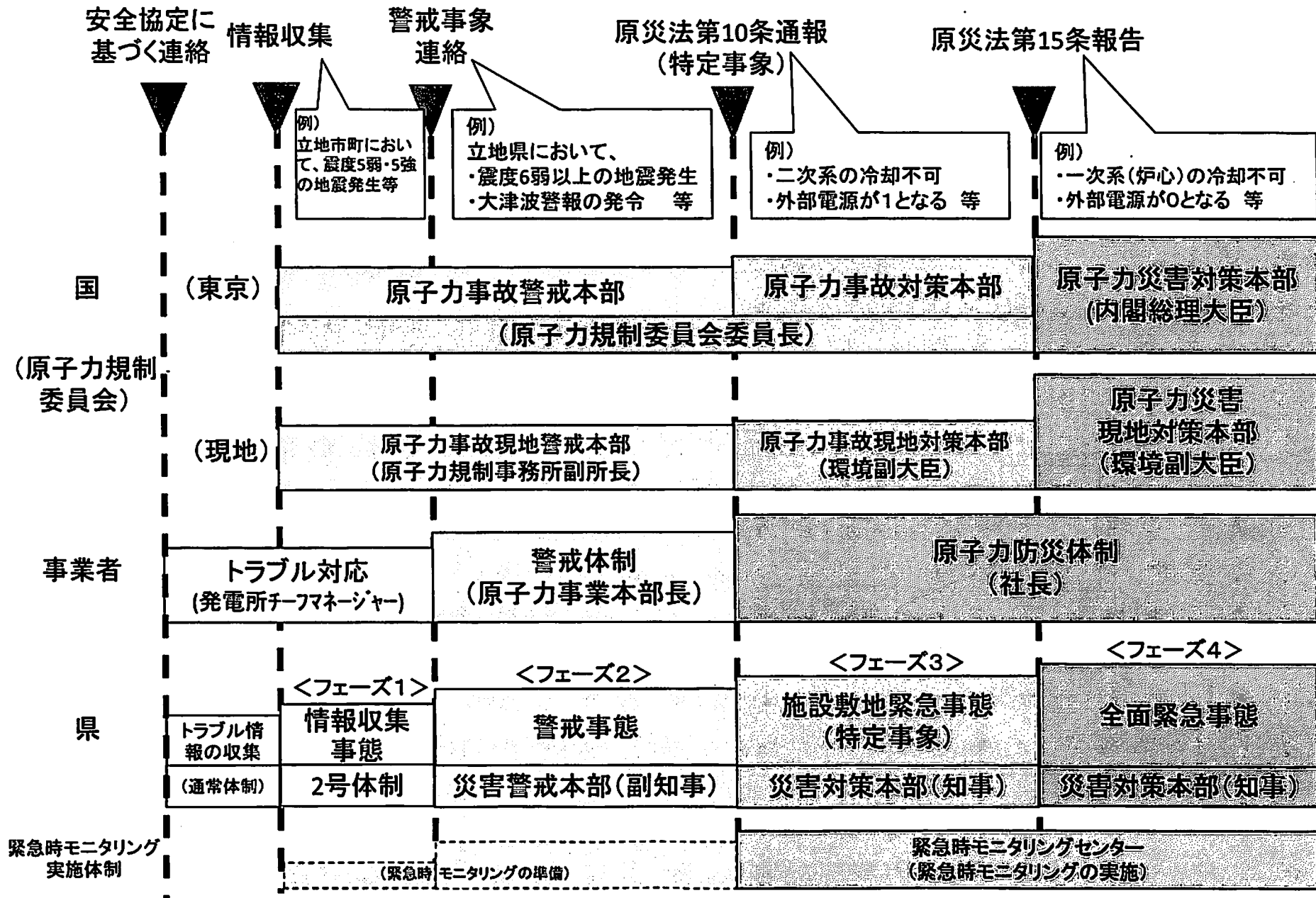
【災害事前対策】

- 1 県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制整備に協力することを明記
- 2 県は、国および関係府県等の協力のもと、新たなモニタリング体制に対応するための緊急時モニタリング計画を策定

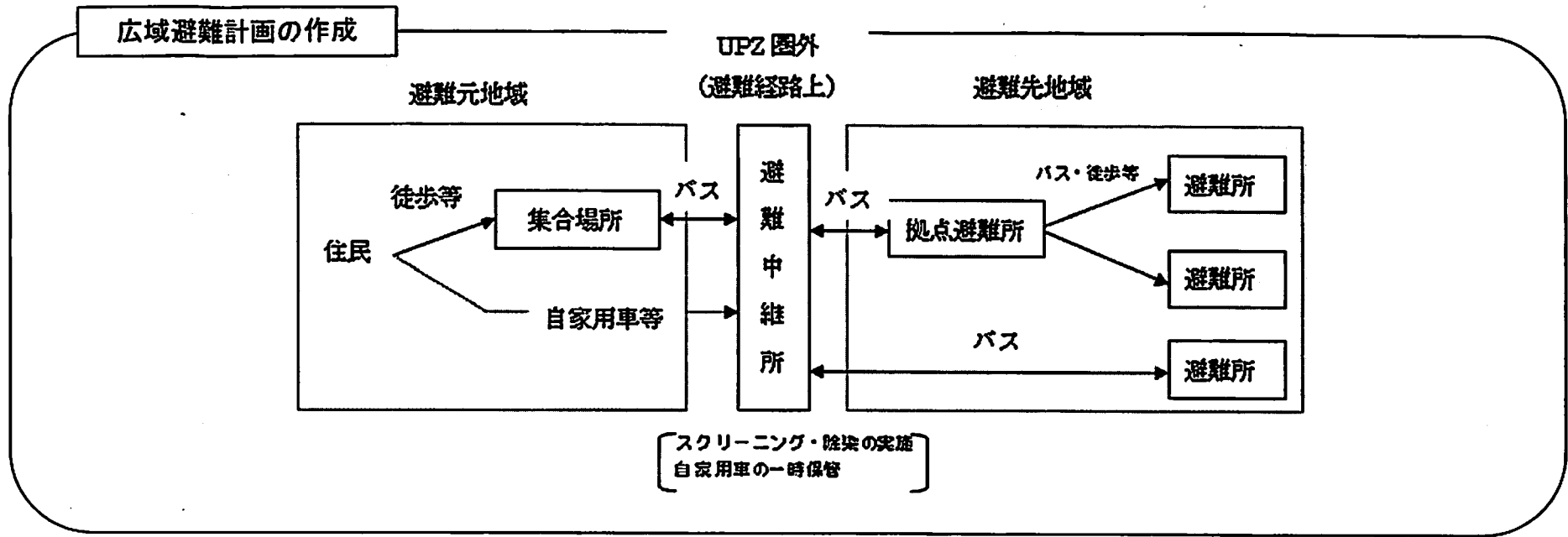
【緊急事態応急対策】

- 1 情報収集事態発生 → (国の緊急時モニタリング解説書を待って記載する文言を検討予定)
- 2 警戒事態発生 → 緊急時モニタリングの準備を開始
- 3 施設敷地緊急事態発生 → 県は、緊急時モニタリングセンターに参画するとともに、県内の緊急時モニタリングを開始
～全面緊急事態 国は、速やかに緊急時モニタリング実施計画を作成
緊急時モニタリングセンター(国)は、実施計画に基づき初期モニタリングを実施

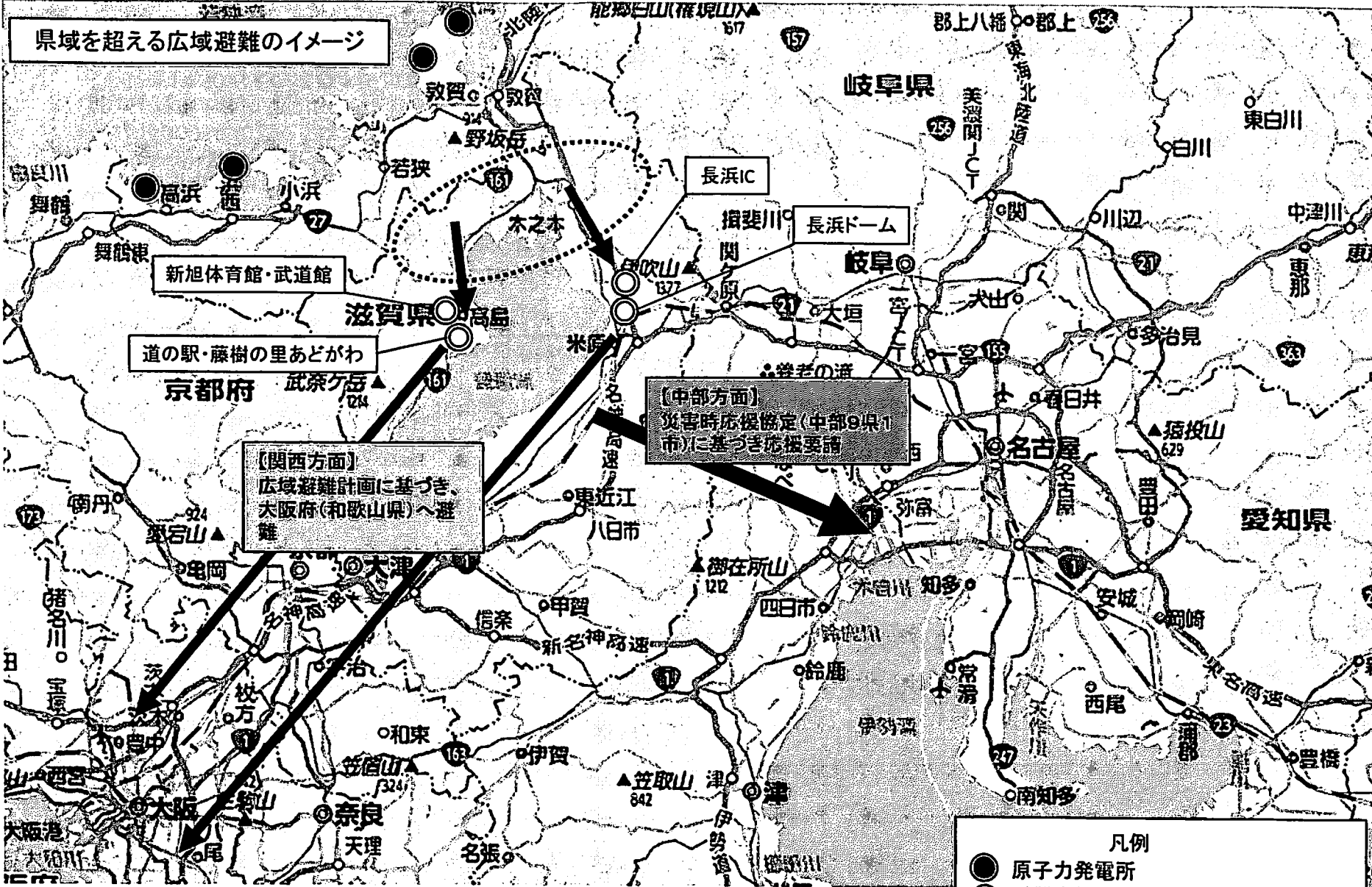
緊急時活動体制の考え方について



平成25年度 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）改定案の概要（2）



県域を超える広域避難のイメージ



新旭体育館・武道館

道の駅・藤樹の里あどがわ

【関西方面】
広域避難計画に基づき、
大阪府(和歌山県)へ避難

【中部方面】
災害時応援協定(中部9県11市)に基づき応援要請

- 凡例
- 原子力発電所
 - 避難中継所(スクリーニング場所)
(候補地を例示)

平成25年度 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）改定案の概要（3）

安定ヨウ素剤の備蓄および配布

【災害事前対策】

- 1 緊急時の配布に備えて、UPZ内住民および防災業務従事者等相当分を備蓄することとし、備蓄場所および緊急時の配布場所を決定
→【備蓄場所および配布場所(案)】※広域避難計画に明記
市が指定する避難集合場所、UPZ内の学校・保育所等、県健康福祉事務所(湖北・高島)、市役所、緊急被ばく医療機関
- 2 緊急時における配布手続きおよび服用に關与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定める。
→被ばく医療マニュアルに明記

【緊急事態応急対策】

- 1 緊急時における配布および服用は、原則として原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体が指示
- 2 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示または独自の判断により、原則として医師の關与の下で、服用させる。

【UPZ以遠の地域への対応】

原子力規制委員会におけるPPA(プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置実施区域)対策の検討を待って、今後検討。

放射性物質の琵琶湖への影響予測結果の反映

- 1 琵琶湖の有する価値について
第1章「総則」-第5節-第1「滋賀県の地域特性」に、琵琶湖について以下の観点から記述を追加。
(1)約400万年の歴史を持つ、世界有数の古代湖としての琵琶湖
(2)60種以上の固有種に代表される多種・多様な生態系を有する琵琶湖
(3)近畿1450万人の命の水源としての琵琶湖
- 2 放射性物質の琵琶湖への影響予測結果について
第1章「総則」-第5節-第2「予想される影響」に、放射性物質の琵琶湖への影響予測結果を追加。

平成25年度・第2回滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直し検討会議
における主な意見

1 開催日時:平成25年11月18日(月)13:30~16:30

2 場所:北新館3階中会議室

3 主な意見

①琵琶湖への影響予測については、滋賀県でも、原子力防災対策を真剣に考えなければいけないというのが一つの大きな答えだと思う。

シミュレーション自体は、様々な偶然が重なった結果であり、これをもって危険な地域を特定することではなく、広域避難計画をあらかじめ検討しておく必要性や、事故後10日間程度の期間で、飲料水をはじめ様々な対策を全体的に検討する必要性が見えてきたということが重要。

②広域避難計画について、OIL2に基づく一時移転の場合、線量の高い地域から段階的に避難させることを徹底したほうが、避難はスムーズに進むと考える。

③安定ヨウ素剤については、平常時からの住民に対する啓発・教育が重要である。緊急時の配布・服用は時間的に切迫した状況の中で行うことになるため、事前に住民個々のアレルギー情報等を聴取する事前調査の実施が重要である。

④モニタリング計画について、国のモニタリングセンターにデータを集約することも重要だが、同時に福井県など他のエリアのデータを入手して、いち早く県民に情報提供という仕組みを構築することも重視すべき。

国への協力は最大限するが、自分たちの安全を守るという、その主体性だけは忘れないような計画にしてほしい。